

宗像市幼児教育審議会傍聴要領

(趣旨)

- 1 この要領は、宗像市幼児教育審議会の会議(以下「会議」という。)の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続き)

- 2 傍聴の手続きは、次の事項のとおりとする。
- (1) 会議を傍聴する者(以下「傍聴人」という。)は、宗像市幼児教育審議会傍聴人受付簿に住所及び氏名を記入し、申込みをするものとする。
  - (2) 傍聴受付は、会議の開催時間の30分前から受付を開始するものとするが、傍聴希望者が定数を超えるときは、受付の先着順とする。
  - (3) 傍聴人には、傍聴整理番号を交付する。
  - (4) 傍聴人は、受付に傍聴整理番号を提示し、係員の指示に従い入場する。

(傍聴人の定数)

- 3 傍聴人の定数は、会場の規模に応じて会長が定めるものとする。

(入場の制限)

- 4 次の各号に該当する場合は、入場できないものとする。
- (1) 傍聴席が満席のとき。
  - (2) 会議が非公開で開催されるとき。

(入場の禁止)

- 5 次の各号に該当する者は、入場を禁止する。
- (1) 酒気を帯びている者。
  - (2) 凶器、火気、旗、プラカード、のぼり、拡声器、ラジオ、笛、太鼓、ラッパ等会議の妨害となる恐れがあるものを携帯している者。
  - (3) その他会議を妨害する恐れがある者。

(傍聴人の遵守事項)

- 6 傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。
- (1) みだりに傍聴席を離れてはならない。
  - (2) 発言、拍手等により議事に対する賛否を表明してはならない。
  - (3) 私語、談笑等会議の妨害となる行為をしてはならない。
  - (4) 他の傍聴人の迷惑となる行為をしてはならない。
  - (5) 飲食又は喫煙をしてはならない。
  - (6) 会議場において撮影、録音その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、会長が認めた場合はこの限りでない。
  - (7) 傍聴人は、会議終了後直ちに退場しなければならない。
  - (8) 会場が非公開に切り替えられたときは、退場しなければならない。
  - (9) 上記のほか、会議場の秩序を乱し又は会議の妨害になるような行為をしてはならない。
  - (10) 会議資料は、退場時に持ち帰ってはならない。

(会議の秩序維持)

- 7 会議の秩序維持のため次の事項を定める。
- (1) 傍聴人は、会議を傍聴するにあたっては、会長の指示に従わなければならない。
  - (2) 傍聴人が上記6の事項を遵守しないときは、会長は必要な措置を命じることができる。
  - (3) 傍聴人が会長の指示又は命令に従わないときは、退場を命じることができる。

(その他)

- 8 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、その都度会長が決定するものとする。

附則

この要領は、令和8年6月18日から施行する。